

設備一級

法適合確認の責任限定

—日事連が国交省に要望

日本建築士事務所協会連合会（日事連、三栖邦博会長）は13日、改正建築士法によって5月27日から義務付けられる、一定規模以上の建築物への設備設計一級建築士（以下、設備一級）の関与が円滑に進むよう、設備設

計の法適合確認を行う設備一級の責任範囲を極力限定する」となどを国土交通省に要望した。

設備一級はこれまでに全国で約2700人が誕生した。しかし設計事務所に所属するなど実際に設計業務に携わるのは

そこで、設備一級の「法適合確認」を行ったため、各地で設立が進められている組織に対する人的・財政的支援を要請した。また、法適合確認を担当する設備一級の責任範

囲が不明確な現状も問題点として指摘。会員からは「他者が設計したにもかかわらず設備設計の全責任を負うのであれば、法適合確認は受託できない」といった声も上がっている。このため国交省が近く策定予定の法適合

化▽業務報酬のための標準業務量の算出なども定を行わないよう、官民の発注者に指導するよう求めた。設備一級の資格取得講習の地方での開催や、業務に支障が生じた際の適切・迅速な対応などを要望した。

このほか、設備一級の関与が義務付けられていなかった増改築や設計変更時や対象範囲の基準の明確化▽業務報酬のための標準業務量の算出なども定を行わないよう、官民の発注者に指導するよう求めた。設備一級の資格取得講習の地方での開催や、業務に支障が生じた際の適切・迅速な対応などを要望した。

建設新報

09.3.16